

# あなたも!?

# 子育て給付金

コロナ禍での収入減少や家計の急変に困っている  
子育て世帯への給付金です。

子ども一人につき**5万円**

※市町村によって支給額が異なります。

**住民税(均等割)が非課税の方が対象!**

※令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の子育て世帯。  
直近で収入が住民税(均等割)の非課税相当に減少した世帯も対象です。

ふたり親でも



子どもが高校生の  
みの世帯でも



まずはWEBで  
確認サー!

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給があります。

給付金の受け取りには、申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面をご確認ください▶▶

＼ 申請は各市町村の窓口で! ／

締切は令和**5年2月**末まで!

給付金に  
ついては  
コチラ▼



ひとり親世帯、全力応援!

経済支援、生活支援、  
就職支援などのお知  
らせです。

ひとり親の就労を応援  
する企業向けのお知  
らせもあります。

その他の  
支援は  
コチラ▼



# 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給があります。

## 1 支給対象者

以下のいずれかに当てはまる方

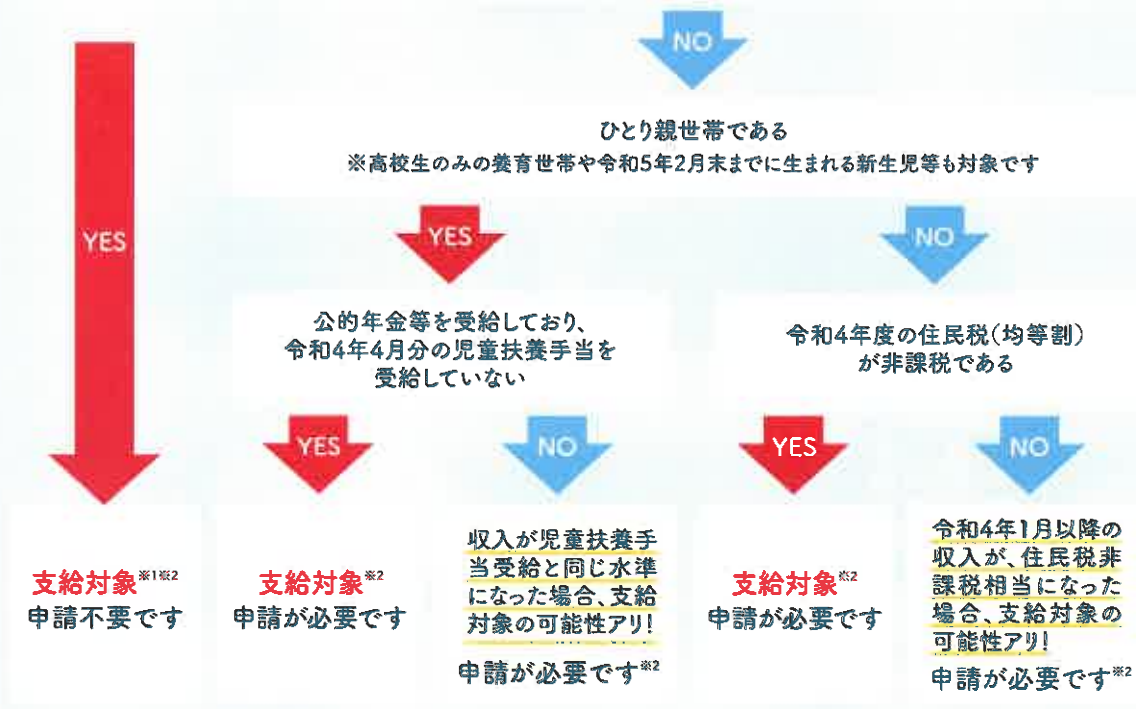
### ひとり親世帯

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受けている方
- ②公的年金等を受けいていることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急変し、児童扶養手当を受給する方と同じ水準になっている方

### ひとり親世帯でない世帯

令和4年3月31日時点で18歳未満（障害児の場合は20歳未満）の児童を養育しており、住民税均等割が非課税の方または、令和4年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方  
※高校生のみの養育世帯や令和5年2月末までに生まれる新生児等も対象です。

令和4年4月分の児童扶養手当を受給している、または  
令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給し、令和4年度の住民税（均等割）が非課税である



※1:申請が不要な世帯へは、6月から順次支給しています。※2:すでに「令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を受けている方は対象外です。

## 2 支給額

子ども一人につき5万円 ※市町村によって支給額が異なります。

## 3 給付金の支給について

給付金の受け取りには、申請が必要な場合があります。申請は各市町村の窓口へ！

申請締め切り:令和5年2月末まで

※ひとり親世帯で、令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方は申請不要で受け取れます。

※ひとり親世帯以外の世帯で、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給し、住民税非課税の方は申請不要で受け取れます。

※1:申請が不要な世帯へは、6月から順次支給しています。

※2:すでに「令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を受けている方は対象外です。

制度に関する問い合わせ先:厚生労働省コールセンター (受付時間:平日9:00~18:00) 0120-400-903

申請に関する問い合わせ先:各市町村の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金担当窓口